## 埼玉県告示第百七十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、 亡失の日から無効とする。

平成二十八年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

春日部県税恵	免税証を交付	将玉県行田市 油	免税証に記載	一 〇 〇 トリ ルツ		一 〇 トリ ルツ			五 トリ ルッ			— トリ ルツ			の 種 類 —	免 税 証 —
県税事務所	付した事務所	甲南河原四九五	免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称		5 ) 7 5 1 7	1 1 E 0 1 6 2 5 8	\$	1 1 E 0 1 6 2 5 7		1 1 B 0 0 9 9 9		1 1 A 0 6 6 3 3 2	\$	1 1 A 0 6 6 3 2 9	利害の言う力で者も	色兒正の記号をが番号
平成二十八年	亡失年月日		仕地及び氏名又は名称	_		二			_			四			村	文 汝
十八年一月五日				農業		農業			農業			農業			F is	月 金
				平成二十八年一月三十日	平成二十七年四月一日	平成二十八年一月三十日	Ş	平成二十七年四月一日	平成二十八年一月三十日	\$	平成二十七年四月一日	平成二十八年一月三十日	\$	平成二十七年四月一日	多	有 劝 明 罰